

7月は固定資産税第2期の納期です

支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みください。

(納税課 ☎328-2204)

「熊本市市税納付案内センター」から市税の電話納付案内を実施します

平成29年度の市税の未納者を対象に、本市が委託した民間事業者からの電話による納付案内を行います。

▶ **期間** 7月3日(月)～来年3月31日(土)の平日

▶ **時間** 午前9時～午後8時(原則)

※土・日、祝日も必要に応じて実施します。

▶ **委託業者** (株)アイ・シー・アール ☎221-2801

▶ **対象** 市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税の督促状発送者

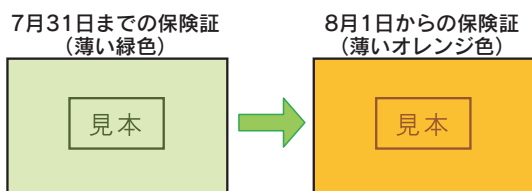
※震災の影響などにより納付が困難な場合は、区役所税務課(中央区は納税課)へご相談ください。

(納税課 ☎328-2204)

国保・年金

国民健康保険証が新しくなります

国民健康保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証を、7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。窓口での保険証更新手続きの案内が届いた方は、新しい保険証作成のために手続きが必要です。



詳しくは、区役所区民課へ。

国民健康保険の限度額適用認定証は更新手続きが必要です

現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。更新が必要な方は、申請してく

暮らしの中の人権 44

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲には根強い偏見や差別意識がある場合があります。就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況です。

また、その家族の人権が侵害されることもあります。

たとえ罪を犯した人であっても、罪を償って、地域社会に戻ってくればみんな同じ市民です。社会復帰するにあたって、何よりも重要なのは本人の意志ですが、周囲の方々の理解と協力が不可欠です。

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解と協力の輪を広げるため、「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間とし「社会を明るくする運動」が推進されています。

立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりに皆さんもご協力をお願いします。

(人権推進総室 ☎328-2333)

ださい。

▶ **対象** 税の申告が済んでいる方、70～74歳の方は非課税世帯のみ

自己負担限度額(70歳未満)

区分	自己負担限度額		交付されるもの
	3回目まで	4回目以降(※2)	
住民税課税世帯	基準総所得(※1) 901万円超世帯	252,600円 総医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	限度額適用認定証
	基準総所得(※1) 600万超～901万円世帯	167,400円 総医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	
	基準総所得(※1) 210万超～600万円世帯	80,100円 総医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算	
	基準総所得(※1) 210万円以下世帯	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証(※3)

(※1)「基準総所得」は同一世帯の全ての被保険者について、所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額を合計したものです。

(※2)過去12か月以内に高額療養費の該当が4回以上あった場合の自己負担限度額です。

(※3)住民税非課税世帯は、入院時の食事代も減額されます。

自己負担限度額(70歳以上)

区分	自己負担限度額		交付されるもの
	外来	入院+外来	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証(※3)
	低所得Ⅰ	15,000円	

(※3)住民税非課税世帯は、入院時の食事代も減額されます。

▶ **持参物** 国民健康保険証(平成29年8月以降のもの)、印鑑、個人番号カード(お持ちの方のみ)

▶ **申込み** 区役所区民課、総合出張所へ
※郵送不可。
詳しくは、区役所区民課へ。

国民年金の保険料を納めることが困難なときは免除制度・納付猶予制度をご利用ください

平成29年度の免除・納付猶予制度の申請を7月から受け付けます。

制度名	対象	対象期間	所得の審査対象
①申請免除制度	前年の所得金額が一定額以下の方	7月～来年6月	本人、配偶者、世帯主
②法定免除制度	生活保護(生活扶助)や障害基礎年金を受けている方	—	—
③納付猶予制度	50歳未満の方で前年の所得金額が一定額以下の方	7月～来年6月	本人、配偶者
④学生納付特例制度	学生(夜間、定時制、通信制課程も対象)で前年の所得金額が一定額以下の方	4月～来年3月	本人

※①③④は毎年度手続きが必要(①③は継続審査申出受付済者は除く)。

▶ **手続場所** 区役所区民課、総合出張所

生活用の水使用量

(1人1日あたり)

節水チャレンジ! 平成29年度(5月)

目標 218ℓ (平成30年度までに)

227ℓ

7・8月は夏季の節水重点期間です。貴重な資源を後世に残すため水を大切に使いましょう。

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

申請に必要なもの

- ・年金手帳
 - ・②は年金証書や保護証明書
 - ・④は学生証(コピー可)または在学証明書
- ※代理人が手続きする場合は認印と代理人の本人確認ができるものが必要。

その他必要書類など詳しくは、お近くの区役所区民課、総合出張所または熊本西年金事務所(☎355-3261)へ。

ごみ・衛生・上下水道

路上喫煙・ポイ捨ては禁止されています

■上通、下通、新市街のアーケード内は、路上禁煙区域・美化重点推進区域

これらの場所での路上喫煙・ポイ捨ては罰則の対象になり、1,000円の過料が科されることがあります。あなたのマナーで暮らしやすいまちにしましょう!

区域	規制内容	過料
市内全域(上通・下通・新市街のアーケード内を除く)	・路上喫煙しないよう努めなくてはならない ・ポイ捨て禁止	なし
路上禁煙区域・美化重点推進区域(上通・下通・新市街のアーケード内)	・路上喫煙禁止 ・ポイ捨て禁止	1,000円

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

集団回収(廃品回収)をはじめませんか

家庭から出る資源物を集団回収で集めると、資源物の売却金に加え、市から助成金が出ます。

▶ **対象** 自治会、子供会、老人会など(市民で構成される非営利団体)
※事前に団体登録が必要。

▶ 助成

- ①回収量に対する助成 全対象品目6円/kg [対象品目] 新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、びん、アルミ類、スチール類、金属類、古着
 - ②実施回数に対する助成 (実施回数-2) × 2,000円 ※上限24,000円
- ①②の合計が助成金となります。

詳しくは、ごみ減量推進課(☎328-2365)または区役所総務企画課へ。

台風の日にはごみ収集情報の確認を

台風が接近・上陸するときは、やむを得ずごみの収集を待機、延期、中止する場合があります。

ごみ収集の情報は当日の午前6時から、次の方法でご確認ください。台風の最接近が午後と予想されている場合もごみを出す前に確認してください。

パソコンまたはスマホ・携帯電話からホームページの緊急情報を見る

※スマホ・携帯電話からは2次元バーコードを読み取ると便利です。



電話で廃棄物計画課自動音声案内(☎359-5353)へ

※本市のごみ減量アプリで、当日の朝に収集品目の通知があった場合でも、確認してください。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

在宅医療で使用した注射針の廃棄

プラスチック製容器包装の中間処理業務を行う施設で、ごみ袋に混入した注射針で選別作業